

報告にあたって

墨田区議会は、「議会基本条例の制定その他議会改革に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する」ことを目的として、平成29年5月25日に「議会改革特別委員会」を設置しました。そして、今期（第18期）中の議会基本条例の制定を目標とし、設置以来、約1年半の間に15回の特別委員会、22回の運営協議会を開会し、議会基本条例の条文の検討、逐条解説の作成、条例制定後の課題の整理などを精力的に行ってきました。

また、この間には、議会改革の一環として、本区議会として初の「休日・夜間における議事堂以外での委員会の開会」及び「パブリック・コメントの実施」に取り組みました。

これらを経て、平成30年11月30日、これも本区議会として初の委員会提出議案として「墨田区議会基本条例」を提出し、12月11日に開会された平成30年第4回定例会本会議において全会一致で可決され、同日、公布されるに至ったものです。

本報告書では、議会改革特別委員会及び運営協議会における条例制定までの検討結果を明らかにするとともに、次期（第19期）に引き続き検討を要する課題を整理しています。本報告書が、本区議会の議会改革の礎となり、より「開かれた議会」を実現し、一層の「議会活動の活性化」が促進されることを祈念いたします。

平成31年3月6日

議会改革特別委員長 樋口敏郎